

○大雪消防組合公告式条例

〔昭和48年4月2日〕
〔条例第2号〕

改正 昭和51年10月19日条例第2号 平成11年3月29日条例第2号
平成25年12月24日条例第1号

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。

大雪消防組合掲示場	上川郡美瑛町本町4丁目5番20号
-----------	------------------

（規則の公布）

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

（規程の公表）

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

（組合の機関の定める規則及び規程の公表）

第5条 第2条の規定は、大雪消防組合（以下「組合」という。）の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の定め）

第6条 規則若しくは規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

（告示及び公告に関する準用）

第7条 第4条の規定は、管理者の発する告示及び公告に、第5条第2項の規定は、組合の機関の発する告示及び公告に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月19日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（平成11年3月29日条例第2号）

第1編 総規（大雪消防組合公告式条例）

この条例は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。